

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の適用に関する農林水産大臣の証明事務の取扱いについて

平成19年11月26日付け19経営第4815号
農林水産省生産局長、経営局長、農村
振興局長通知

最終改正 平成21年12月28日付け経営第4734号

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第6号)、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第92号)及び「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年財務省令第19号)の施行に伴い、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全向上対策の交付金及び補助金(以下「交付金等」という。)の交付を受けた認定農業者等が当該交付金等を認定計画等の定めるところに従って農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合並びに当該準備金及び当該交付金等を用いて認定計画等の定めるところにより農用地等を取得した場合の所得税及び法人税についての特例措置が講じられた。

本特例措置の適用を受けるために確定申告書(租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。)第2条第1項第10号に規定する確定申告書をいう。)確定申告書等(同条第2項第27号に規定する確定申告書等をいう。)又は連結確定申告書等(同項第27号の2に規定する連結確定申告書等をいう。)に添付する農林水産大臣の証明書の交付の申請に関する事項は、下記のとおりであるので御了知願いたい。

記

第一 農業経営基盤強化準備金

1 農業経営基盤強化準備金に関する証明書の交付申請

(1) 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「租特法省令」という。)第9条の3第2項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする個人は、別記様式第1号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等(地方農政局、沖縄総合事務局及び地方農政事務所をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

ア 租特法第24条の2第1項に規定する認定計画(当該認定計画が認定計画であることを証明する書類を含む。)の写し

イ アに掲げる計画に記載された租特法第24条の3第1項に規定する農用地等の取得(同項、第61条の3第1項及び第68条の65第1項に規定する取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。)及び同法第24条の2第1項に規定する交付金等の同項に規定する農業経営基盤強化準備金としての積立てに関する計画並びに実績を記載した書類(別記様式第5号)

ウ 租特法第24条の2第1項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする年における同項に規定する交付金等に係る交付決定通知書その他の当該交付金等の金額を証する書類(以下「交付決定通知書等」という。)の写し

エ 租特法第24条の3第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額を

- 有する個人は、当該準備金の金額を証する書類の写し
- (2) 租特法省令第21条の18の2第3項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする法人は、別記様式第1号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。
- ア 次の(イ)から(ハ)までに掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該(イ)から(ハ)までに掲げる計画の写し
- (イ) 租特法第61条の2第1項に規定する認定農業生産法人 同項に規定する認定計画(当該認定計画が認定計画であることを証明する書類を含む。)の写し
- (ロ) 租特法第61条の2第1項に規定する特定農業法人 租特法省令第21条の18の2第2項第1号に規定する計画(当該特定農業法人を定めた農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第23条第7項に規定する特定農用地利用規程及び当該特定農用地利用規程が同条第1項の認定を受けたものであることを証明する書類を含む。)の写し
- (ハ) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第2項第1号ロに掲げるもの 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条の2第1項第1号に規定する計画又は租特法省令第21条の18の2第2項第2号に規定する計画の写し
- イ アに掲げる計画に記載された租特法第61条の3第1項に規定する農用地等の取得及び同法第61条の2第1項に規定する交付金等の同項に規定する農業経営基盤強化準備金としての積立てに関する計画並びに実績を記載した書類(別記様式第5号)
- ウ 租特法第61条の2第1項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする事業年度における同項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し
- エ 租特法第61条の3第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額を有する法人は、当該準備金の金額を証する書類の写し
- (3) 租特法省令第22条の61の2第2項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(以下「連結親法人等」という。)は、別記様式第1号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。
- ア 次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に掲げる計画の写し
- (イ) 租特法第68条の64第1項に規定する認定農業生産法人 同項に規定する認定計画(当該認定計画が認定計画であることを証明する書類を含む。)の写し
- (ロ) 租特法第68条の64第1項に規定する特定農業法人 租特法省令第22条の61の2第1項に規定する計画(当該特定農業法人を定めた基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程及び当該特定農用地利用規程が同条第1項の認定を受けたものであることを証明する書類を含む。)の写し
- イ アに掲げる計画に記載された租特法第68条の65第1項に規定する農用地等の取得及び同法第68条の64第1項に規定する交付金等の同項に規定する農業経営基盤強化準備金としての積立てに関する計画並びに実績を記載した書類(別記様式第5号)
- ウ 租特法第68条の64第1項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てた連結事業年度における同項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し
- エ 租特法第68条の65第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額を有する連結親法人等は、当該準備金の金額を証する書類の写し

2 相続による農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明書の交付申請

農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の農業経営基盤強化準備金に係る事業を承継した当該個人の相続人が、租特法第24条の2第6項により準用する同法第20条第7項の規定に基づき、当該準備金を自らの準備金とみなす措置の適用を受ける場合は、別記様式第1号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して地方農政局等に提出しなければならない。

- (1) 当該相続人が当該個人の相続人であることを証明する書類
- (2) 経営承継した内容を明らかにした書類（相続人が複数ある場合には、全員の同意を得ていることを証明する書類を含む。）
- (3) 1の(1)のAからEまでに掲げる書類

3 相続によらない事業承継に伴う農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明書の交付申請

租特法省令第9条の3第3項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする個人は、別記様式第2号の2による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。

- (1) 租特法第24条の2第1項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲り受けるに当たり変更した認定計画（当該認定計画が認定計画であることを証明する書類を含む。）の写し
- (2) 租特法第24条の3第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額を証する書類の写し
- (3) 租特法第24条の2第1項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲渡した者（以下「譲渡者」という。）が同条第7項に規定する特別障害者に該当する者である旨を証する書類の写し
- (4) 租特法第24条の2第1項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲り受けた者（以下「受贈者」という。）が譲渡者の推定相続人である旨を証する書類

4 証明に当たっての留意事項

- (1) 租特法省令第9条の3第2項に規定する農林水産大臣の租特法第24条の2第1項に規定する認定計画に記載された同法第24条の3第1項に規定する農用地等の取得に充てるための金額として証明するものは、当該認定計画に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置付けられている当該農用地等に関して、別記様式第5号に記載されたその属性、所要額及び取得予定年が適切かつ実現可能と認められ、その取得に充てるために積立てを行う年における同法第24条の2第1項に規定する交付金等の受領額の範囲内であり、かつ、当該年に積み立てることとする金額と同法第24条の3第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額の合計額が別記様式第5号に記載された当該農用地等の取得に要する費用の合計所要額を超えない金額とする。
- (2) 租特法省令第21条の18の2第3項に規定する農林水産大臣の租特法第61条の2第1項に規定する認定計画等に記載された同法第61条の3第1項に規定する農用地等の取得に充てるための金額として証明するものは、当該認定計画等に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置付けられている当該農用地等に関して、別記様式第5号に記載されたその属性、所要額及び取得予定年が適切かつ実現可能と認められ、その取得に充てるために積立てを行う事業年度における同法第61条の2第1項に規定する交付金等の受領額の範囲内であり、かつ、当該事業年度に積み立てることとする金額と同法第61条の3第1項

1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額の合計額が別記様式第5号に記載された当該農用地等の取得に要する費用の合計所要額を超えない金額とする。

- (3) 租特法省令第22条の61の2第2項に規定する農林水産大臣の租特法第68条の64第1項に規定する認定計画等に記載された同法第68条の65第1項に規定する農用地等の取得に充てるための金額として証明するものは、当該認定計画等に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置付けられている当該農用地等に関して、別記様式第5号に記載されたその属性、所要額及び取得予定年が適切かつ実現可能と認められ、その取得に充てるために積立てを行う連結事業年度における同法第68条の64第1項に規定する交付金等の受領額の範囲内であり、かつ、当該連結事業年度に積み立てることとする金額と同法第68条の65第1項第1号イに規定する農業経営基盤強化準備金の金額の合計額が別記様式第5号に記載された当該農用地等の取得に要する費用の合計所要額を超えない金額とする。
- (4) 租特法省令第9条の3第3項に規定する農林水産大臣の証明に当たっては、次に掲げる事項を考慮しなければならないものとする。
- ア 既に譲渡者から提出のあった租特法第24条の2第1項に規定する認定計画が譲渡者及び受贈者の共同申請(「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知)第3の1に規定する共同申請をいう。)によるものであること。
- イ アの認定計画に記載された経営内容と3の(1)により提出のあった認定計画に記載された経営内容との間で継続性があること。

第二 農用地等を取得した場合の課税の特例

1 証明書の交付申請

- (1) 租特法省令第9条の4の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする個人は、別記様式第3号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。
- ア 第一の1の(1)のア、イ及びエに掲げる書類
- イ 租特法第24条の3第1項に規定する農用地等を取得したことを証する書類の写し
- ウ 租特法第24条の3第1項に規定する農用地等を取得した年における同法第24条の2第1項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し
- (2) 租特法省令第21条の18の3の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする法人は、別記様式第3号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。
- ア 第一の1の(2)のア、イ及びエに掲げる書類
- イ 租特法第61条の3第1項に規定する農用地等を取得したことを証する書類の写し
- ウ 租特法第61条の3第1項に規定する農用地等を取得した事業年度における同法第61条の2第1項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し
- (3) 租特法省令第22条の61の3の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする連結親法人等は、別記様式第3号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して、地方農政局等に提出しなければならない。
- ア 第一の1の(3)のア、イ及びエに掲げる書類
- イ 租特法第68条の65第1項に規定する農用地等を取得したことを証する書類の写し

し

ウ 租特法第68条の65第1項に規定する農用地等を取得した連結事業年度における同法第68条の64第1項に規定する交付金等に係る交付決定通知書等の写し

2 相続による農業経営基盤強化準備金の引継ぎに関する証明書の交付申請

農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の農業経営基盤強化準備金に係る事業を承継した当該個人の相続人が、租特法第24条の2第6項により準用する同法第20条第7項の規定に基づき、当該準備金を自らの準備金とみなす措置の適用を受ける場合は、別記様式第3号による証明申請書に次に掲げる書類を添付して地方農政局等に提出しなければならない。

- (1) 当該相続人が当該個人の相続人であることを証明する書類
- (2) 経営承継した内容を明らかにした書類（相続人が複数ある場合には、全員の同意を得ていることを証明する書類を含む。）
- (3) 1の(1)のア、イ及びウに掲げる書類

3 証明に当たっての留意事項

- (1) 租特法省令第9条の4第1項に規定する農林水産大臣の租特法第24条の2第1項に規定する交付金等の額のうち同項に規定する農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明するものは、同法第24条の3第1項に規定する農用地等の取得をする年に交付を受けた当該交付金等のうち同法第24条の2第1項に規定する認定計画の定めるところによる当該農用地等の取得に充てたものであることが別記様式第5号において明らかとなる金額とする。

また、租特法省令第9条の4第2項に規定する農林水産大臣の当該認定計画の定めるところにより取得をした当該農用地等として証明するものは、その取得をした農用地等の属性、所要額及び取得年が、当該認定計画に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置づけられている農用地等に関し別記様式第5号に記載されたその属性、所要額及び取得予定年と比して、概ね同様と認められる農用地等とする。

- (2) 租特法省令第21条の18の3第1項に規定する農林水産大臣の租特法第61条の2第1項に規定する交付金等の額のうち同項に規定する農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明するものは、同法第61条の3第1項に規定する農用地等の取得をする事業年度に交付を受けた当該交付金等のうち同法第61条の2第1項に規定する認定計画等の定めるところによる当該農用地等の取得に充てたものであることが別記様式第5号において明らかとなる金額とする。

また、租特法省令第21条の18の3第2項に規定する農林水産大臣の当該認定計画等の定めるところにより取得をした当該農用地等として証明するものは、その取得をした農用地等の属性、所要額及び取得年が、当該認定計画等に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置づけられている農用地等に関し別記様式第5号に記載されたその属性、所要額及び取得予定年と比して、概ね同様と認められる農用地等とする。

- (3) 租特法省令第22条の61の3第1項に規定する農林水産大臣の租特法第68条の64第1項に規定する交付金等の額のうち同項に規定する農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明するものは、同法第68条の65第1項に規定する農用地等の取得をする連結事業年度に交付を受けた当該交付金等のうち同法第68条の64第1項に規定する認定計画等の定めるところによる当該農用地等の取得に充てたものであることが別記様式第5号において明らかとなる金額とする。

また、租特法省令第22条の61の3第2項に規定する農林水産大臣の当該認定計画

等の定めるところにより取得をした当該農用地等として証明するものは、その取得をした農用地等の属性、所要額及び取得年が、当該認定計画等に農業経営の規模の拡大又は生産方式の合理化を図るために取得を予定するものとして位置づけられている農用地等に関し別記様式第5号に記載されたその属性、所要額及び取得予定年と比して、概ね同様と認められる農用地等とする。

- (4) ただし、取得した農用地等の属性、所要額及び取得年が別記様式第5号と比して、異なる場合において、その差異が軽微であり、その異なる理由について本人の責に帰さないものであると認められるときは、概ね同様のものを取得したものとみなすこととする。

第三 同一書類の提出の省略

- (1) 第一の1の(1)、同3又は第二の1の(1)の申請を同一年に行う場合は、同一の書類の重複した提出を省略することができるものとする。
- (2) 第二の1の(1)、(2)又は(3)の申請を行う場合において、個人にあっては同一年に、法人にあっては同一事業年度に、連結親法人等にあっては同一連結事業年度に第一の規定に基づく証明書の交付申請を行う場合は、同一の書類の重複した提出を省略することができるものとする。
- (3) 第一又は第二の規定による証明書の交付申請を行った者が、申請を行った年の翌年以降に第一又は第二の規定によるいずれかの証明書の交付申請を行う場合において、既に提出した認定計画(第一の1の(1)のア、同(2)のアに掲げる計画であって、有効期間内のものに限り、当該認定計画が認定計画であることを証明する書類を含む。)の写し又は特定農用地利用規程(第一の1の(2)のアの(ロ)に掲げる規程であって、有効期間内のものに限り、当該特定農用地利用規程が基盤強化法第23条第1項の認定を受けたものであることを証明する書類を含む。)の写しの内容に変更がないときは、その提出を省略することができるものとする。

第四 証明書の交付

農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める証明書を当該申請者に交付することとする。

- (1) 第一の1の規定による証明申請書の提出があり、その申請が第一の4の(1)から(3)までの規定に適合するものであると認められる場合 別記様式第2号による証明書
- (2) 第一の3の規定による証明申請書の提出があり、その申請が第一の4の(4)の規定に適合するものであると認められる場合 別記様式第2号の3による証明書
- (3) 第二の1の規定による証明申請書の提出があり、その申請が第二の3の規定に適合するものであると認められる場合 別記様式第4号による証明書
- (4) 第一の2の規定の適用がある場合であって、第一の1(1)の規定による申請が第一の4の(1)の規定に適合するものであると認められ、かつ、農業経営を承継していると認められる場合 被相続人及び相続人の氏名を記載した別記様式第2号による証明書
- (5) 第二の2の規定の適用がある場合であって、第二の1(1)の規定による申請が第二の3の(1)の規定に適合するものであると認められ、かつ、農業経営を承継していると認められる場合 被相続人及び相続人の氏名を記載した別記様式第4号による証明書

第五 その他

農林水産大臣は、第四の証明を受けたものが第一及び第二の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消すこととする。